

毎週火、金曜日発行（日休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 境港管理組合の公平委員会の事務委託
保安林の指定解除
治療材料の購入価格
計量器定期検査
大栄町の設置
日南町の設置
日野町の設置

告示

鳥取県告示第百四十四号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七條第四項の規定に基き、境港管理組合の公平委員会の事務を次の規約により委託を受けた。

昭和三十四年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

境港管理組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七條第四項の規定に基き、境港管理組合（以下「甲」という。）は、同法第八條第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十三年四月一日から適用する。

鳥取県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第五条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十四年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

郡	所在	場所	番地	全面積	解除面積 (実測)	指定の目的	申請者住所氏名
東伯	羽合	宇野	西又二一、九六三	0.3004町	0.3000町	潮害防備 道路敷地のため	東伯郡 羽合町長
"	"	"	"	0.9110	1.7000	"	"
"	"	"	"	0.964	0.0311	"	"
"	"	"	"	0.7031	0.0311	"	"

鳥取県告示第四百十六号

慢性疾患並びに特定の薬剤、治療材料等及びその価格
(昭和三十三年厚生省告示第七十九号)別表第六にも
とす鳥取県における治療材料の購入価格を次のように
定め、昭和三十四年四月一日から施行する。

昭和三十四年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

品 目	数 量	金 額	備 考	ケラツクハ角型改良型 鋼板 CH	キヤソフナー改良型大腿骨用 釘 MM	ケラツクハ角型改良型 鋼板 CH	キヤソフナー改良型大腿骨用 釘 MM
慢性疾患並びに特定の薬剤、治療材料等及びその価格 (昭和三十三年厚生省告示第七十九号)別表第六にも とす鳥取県における治療材料の購入価格を次のように 定め、昭和三十四年四月一日から施行する。							
人工骨頭 A B D	各1ヶ "1ヶ "1ヶ	1,500 6,000 5,500		1 x 5 x 200 35 x 1.0 x 2 35 x 0.8 x 2 30 x 1.0 x 2 25 x 4 25 x 3 23 x 3 20 x 3	35 x 1.0 x 2 35 x 0.8 x 2 30 x 1.0 x 2 25 x 4 25 x 3 23 x 3 20 x 3	1ヶ "1ヶ "1ヶ	1,300 1,300 1,200 600 500 500 500
内 釘	1本	1,800	ガイド付	1 x 5 x 200	35 x 1.0 x 2	1本	800
V型骨盤内固定釘							
2 x 10 x 400	"	1,400	ガイド付	35 x 0.8 x 2	35 x 0.8 x 2	1本	1,300
2 x 10 x 400	"	1,400	ガイド付	30 x 1.0 x 2	30 x 1.0 x 2	1本	1,300
2 x 9 x 400	"	1,300	ガイド付	25 x 4	25 x 4	1本	600
2 x 10 x 350	"	1,400	ガイド付	25 x 3	25 x 3	1本	600
2 x 10 x 350	"	1,300	ガイド付	23 x 3	23 x 3	1本	600
2 x 9 x 350	"	1,200	ガイド付	20 x 3	20 x 3	1本	500
1.5 x 7 x 300	"	1,100	ガイド付			1本	500
1.5 x 7 x 200	"	1,000	ガイド付			1本	500
1 x 5 x 250	"	900	ガイド付			1本	500

2号炭鋼製全板	4cm	290
	5	220
	6	350
	6.5	350
	7	370
	7.5	390
	8	400
	8.5	400
	10	450
	10.5	450
3 クラーク氏鋼子100×1,000	mm	80
80×600	mm	50
特殊鋼製骨接合用鋼子10mm	mm	15
		170
		200
		200
		250
		250
		250
		300
		300
		350

鳥取県告示第四百四十七号
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の

規定により、東伯郡及び日野郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十四年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査区域	検査場所
四月一日	東伯郡三朝町	小鹿中学校
二日	"	三徳小学校
三日	"	三朝中学校
六日	"	竹田中学校
七日	"	旭 中学校
八日	"	矢送農業協同組合
九日	"	関金町役場山守支所
十三日	日野郡多里村	多里村役場
十四日	"	矢戸公民館
十五日	"	伯南町役場山上支所
十六日	"	高宮村
		あびれ小学校
十七日	"	大宮小学校
十八日	"	伯南町
		生山公会堂

二十日	"	福栄村	福栄村役場
二十一日	"	石見村	石見村公民館
五月十一日	"	黒坂町	黒坂中学校
十二日	"	根雨町	根雨町公民館
十三日	"	江府町	江尾家畜市場
十四日	"	"	江府町役場神奈川支所
十五日	"	溝口町	溝口町公民館
十六日	"	"	溝口町役場二部支所

備考 計量法第四百十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十四年四月一日から五月十六日までとする。

鳥取県告示第四百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十四年四月一日から、東伯郡大栄町及び山良町を廃し、その区域をもつて大栄町を置く。なお、大栄町の人口は、一〇、六六四人である。

鳥取県告示第四百四十九号

昭和三十四年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十四年四月一日から、日野郡伯南町、高宮村、多里村、石見村及び福栄村を廃し、その区域をもつて日野町を置く。なお、日野町の人口は、一六、〇二三人である。

昭和三十四年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十四年五月一日から、日野郡根雨町及び黒坂町を廃し、その区域をもつて日野町を置く。なお、日野町の人口は、九、四〇七人である。

昭和三十四年三月二十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取
鳥 取 市 東 町 取
鳥 取 市 東 町 取
鳥 取 市 東 町 取

印

刷

所 県